

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について（概要）

総務部財務課

令和2年9月

- 「健全化判断比率」は、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な水準である。
- 「実質公債費比率」は、元利償還金の増加や普通交付税の減少等により9.5%となり前年度から+0.1ポイントとなった。
- 「将来負担比率」は、分子の地方債残高・債務負担行為額が減少したことに加え、比率の低下要因である市債償還の財源となる基金の積立額が増加したことにより、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率なしとなった。
- 「資金不足比率」について、資金不足が生じた公営企業はない。

○健全化判断比率

比率	本市	早期健全化基準	財政再生基準	説明
実質赤字比率【フロー指標】 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	— 黒字のため 比率なし (▲14.16%)	12.67%	20.00%	○実質収支額 一般会計 23.6億円の黒字 ※標準財政規模（R1年度） 166.6億円 標準財政規模とは、税収や普通地方交付税など各自治体に共通した標準的な収入のことで、自治体が通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる数値です。
連結実質赤字比率【フロー指標】 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	— 黒字のため 比率なし (▲21.16%)	17.67%	30.00%	○実質収支額 全会計 35.6億円の黒字 ・主なもの 一般会計 23.6億円 水道事業会計 5.5億円 下水道事業会計 1.2億円
実質公債費比率【フロー指標】 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均） $\frac{\{\text{地方債の元利・準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{交付税措置})\}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税措置}}$	9.5% ※参考 H30年度決算 9.4%	25.0%	35.0%	○単年度比率の推移 H29年度：9.7% H30年度：9.5% R01年度：9.3%

・実質赤字比率と連結赤字比率は、（ ）内に実質黒字額の比率をマイナス（▲）で表示しています。

比 率	本市	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	説 明
将来負担比率【ストック指標】 一般会計等が将来負担すべき実質的な 負債（公営企業債等繰出見込額を含む。） の標準財政規模に対する比率 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税措置}}$ </div>	— 充当可能財 源等が将来 負担額を上 回るため 比率なし (▲4.2%) ※参考 H30年度決算 —	350.0%		○将来負担額の内容 <u>市債</u> 一般会計 344.8億円 公営企業 90.0億円 <u>債務負担</u> 0.7億円 <u>一部事務組合</u> 38千円 <u>退職手当</u> 44.2億円

・将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、（ ）内に上回る額の比率をマイナス（▲）で表示しています。

○資金不足比率

比 率	本市	経営健全化 基 準	財政再生 基 準	説 明
資金不足比率【フロー指標】 公営企業ごとの資金の不足額の事業 規模に対する比率				全ての公営企業会計におい て、資金不足は生じていま せん。
水道事業会計	— (▲140.0%)	20.0%		
病院事業会計	—	20.0%		
下水道事業会計	— (▲18.5%)	20.0%		
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%		
簡易水道事業特別会計	—	20.0%		

・資金不足比率は、（ ）内に資金剰余額（黒字額）の比率をマイナス（▲）で表示しています。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（詳細）

◎過去3年間の推移

（単位：％）

健全化判断比率				資金不足比率			
指標名	R1決算	H30決算	H29決算	会計名	R1決算	H30決算	H29決算
実質赤字比率	-	-	-	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	9.5	9.4	9.0	下水道事業会計	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
				簡易水道事業特別会計	-	-	-

◎早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準との比較

（単位：％）

健全化判断比率				資金不足比率		
指標名	R1決算	早期健全化基準	財政再生基準	会計名	R1決算	経営健全化基準
実質赤字比率	-	12.67	20.00	水道事業会計	-	20.0
連結実質赤字比率	-	17.67	30.00	病院事業会計	-	20.0
実質公債費比率	9.5	25.0	35.0	下水道事業会計	-	20.0
将来負担比率	-	350.0	-	農業集落排水事業特別会計	-	20.0
				簡易水道事業特別会計	-	20.0

◎令和元年度決算における各指標について

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

一般会計等における実質収支額は、2,359,795千円の黒字であり、実質赤字は生じていない。

② 連結実質赤字比率

全会計における連結実質収支額は、3,558,894千円の黒字であり、連結実質赤字は生じていない。

（単位：千円）

会計名	実質収支額	資金剰余額	計
一般会計等	2,359,795		2,359,795
国民健康保険事業特別会計	201,682		201,682
介護保険事業特別会計	304,529		304,529
後期高齢者医療特別会計	17,509		17,509
水道事業会計		551,173	551,173
病院事業会計		0	0
下水道事業会計		124,206	124,206
農業集落排水事業会計		0	0
簡易水道事業会計		0	0
合計	2,883,515	675,379	3,558,894

③ 実質公債費比率

算式の分子については、一般会計における元利償還金の減少及び一部事務組合の地方債に充てる負担金の減少等により、53,883千円減少した。

算式の分母については、標準税収入額は増加したものの、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額等の減少が上回ったこと等により、151,837千円減少した。

このため、実質公債費比率は単年度比率で9.3%（前年度比▲0.2ポイント）、3か年平均で9.5%（同+0.1ポイント）となった。

※参考：平成28年度の単年度比率8.9%

（単位：%、千円）

H29 単年度	9.7	①算式の分子	1,334,281	①分子の増減分析【H30⇒R1 ▲53,883千円】 ・一般会計における元利償還金 ▲142,729千円 （以下分子から控除されるもの） ・普通交付税の基準財政需要額に算入される公債費 ▲53,083千円 ・災害復旧費等に係る基準財政需要額 ▲34,628千円
		②算式の分母	13,660,049	
H30 単年度	9.5	①算式の分子	1,290,642	②分母の増減分析【H30⇒R1 ▲151,837千円】 ・標準税収入額 +26,956千円 ・普通交付税 ▲90,489千円 ・臨時財政対策債 ▲177,279千円 （以下分母から控除されるもの） ・普通交付税の基準財政需要額に算入される公債費 ▲440,907千円
		②算式の分母	13,446,677	
R1 単年度	9.3	①算式の分子	1,236,759	
		②算式の分母	13,294,840	
R1 3か年平均	9.5			

④ 将来負担比率

算式の分母については、標準財政規模及び交付税算入公債費の減少等により151,837千円の減少となった。

算式の分子については、地方債現在高の減少等により将来負担額が1,123,438千円減少したことに加え、基金の増加等により充当可能財源等が717,301千円増加した。その結果、充当可能財源等が将来負担額を上回り、分子が負数となったため、将来負担比率は比率なしとなった。

（単位：%、千円）

年度	比率	①算式の分子	=	(将来負担額 - 充当可能財源等)	①分子の増減分析【H30⇒R1 ▲43,763千円】 将来負担額 ▲1,123,438千円 ・地方債現在高(一般会計)▲503,504千円 ・公営企業債等繰入見込額 ▲423,856千円 充当可能財源等 ▲717,301千円 ・充当可能基金 +178,332千円 (財政調整基金 +78,653千円、減債基金 +151,003千円、ふるさと応援基金 +1,001,646千円、国民健康保険事業特別会計財政調整基金 ▲69,794千円、介護給付費準備基金 ▲142,609千円)
		②算式の分母			
H29	-	▲113,593	=	(47,614,169 - 47,727,762)	・標準財政需要額算入見込額 ▲974,978千円 (下水道費▲344,854千円、公債費▲440,907千円)
		13,660,049		(17,248,410 - 3,588,361)	
H30	-	▲157,356	=	(49,094,126 - 49,251,482)	②分母の増減分析【H30⇒R1 ▲151,837千円】 標準財政規模 ▲240,812千円 算入公債費等の額 ▲88,975千円 (総括表③の⑨～⑪の合計)
		13,446,677		(16,896,765 - 3,450,088)	
R01	-	▲563,629	=	(47,970,688 - 48,534,317)	
		13,294,840		(16,655,953 - 3,361,113)	

2 資金不足比率

全会計とも、資金不足額は生じていない。

【法適用事業】

(単位:千円)

会計名	流動負債	流動資産	資金剰余(不足)額 (解消可能資金不足額控除前) ※地財法上	資金不足比率 ※地財法上	解消可能 資金不足額	資金剰余(不足)額 (解消可能資金不足額控除後) ※健全化法上	資金不足比率 ※健全化法上
水道事業会計	220,222	654,415	551,173	-	-	551,173	- (▲140.0%)
病院事業会計	1,146,592	600,952	▲ 99,320	3.1%	215,959	0	-
下水道事業会計	531,266	304,102	124,206	-	-	124,206	- (▲18.5%)

【法非適用事業】

(単位:千円)

会計名	歳出額	歳入額	資金剰余(不足)額 (解消可能資金不足額控除前) ※地財法上	資金不足比率 ※地財法上	解消可能 資金不足額	資金剰余(不足)額 (解消可能資金不足額控除後) ※健全化法上	資金不足比率 ※健全化法上
農業集落排水事業特別会計	809,747	809,747	0	-	-	0	-
簡易水道事業特別会計	217,403	217,403	0	-	-	0	-

・資金不足比率は()内に資金剰余額(黒字額の比率をマイナス(▲)で表示しています。

※解消可能資金不足額とは、病院事業など、事業の性質上、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業については、健全化法における比率の算定の際に、資金の不足額から将来解消が見込まれる額を控除するものである。

また、資金不足比率が生じた場合には、地方債において制限がかかる。

【地方財政法上】

・届出の制限(協議不要対象団体であっても、資金不足額が生じた公営企業については、協議をしなければならない。)

・(営業収益－受託工事収益)×0.1以上:資金不足等解消計画の策定が必要。

※今回の病院事業会計においては、312,000千円以上の場合。

【健全化法上】

・資金不足比率が20%以上:経営健全化計画の策定が必要。